

# 伊平屋村地域 循環型社会形成推進地域計画

伊平屋村  
令和3年5月25日

## < 目 次 >

<b>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 対象地域 .....	1
(2) 計画期間 .....	1
(3) 基本的な方向 .....	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 .....	2
<b>2 循環型社会形成推進のための現状と目標</b> .....	<b>3</b>
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 .....	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標 .....	4
<b>3 施策の内容</b> .....	<b>5</b>
(1) 発生抑制、再使用の推進 .....	5
(2) 処理体制 .....	6
(3) 廃棄物処理施設等の整備 .....	9
(4) 施設整備に関する計画支援事業 .....	9
(5) その他の施策 .....	10
<b>4 計画のフォローアップと事後評価</b> .....	<b>10</b>
(1) 計画のフォローアップ .....	10
(2) 事後評価及び計画の見直し .....	10

### <添付資料>

様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表2

様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）

参考資料様式7 計画支援概要

別添1 伊平屋村における現有処理施設の概要

別添2-1 行政人口の実績値と予測値、ごみ総排出量の実績と予測値

別添2-2 総資源化量と資源化率の実績値と予測値、最終処分量と最終処分率の実績値と予測値

別添3 計画地域内の施設の状況

別添4-1 ハザードマップ（高潮想定浸水深）

別添4-2 ハザードマップ（津波想定浸水深）

# 伊平屋村地域 循環型社会形成推進地域計画

伊平屋村  
令和3年5月25日

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	沖縄県伊平屋村
面積	21.72km <sup>2</sup>
人口	1,215人（令和2年11月末現在）

### (2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本村は沖縄県の有人島としては最北端にあり、東シナ海の洋上、北緯27度2分、東経127度58分にあつて、県都那覇市から北方117km、運天港から41.1kmに位置する離島村で伊平屋島、野甫島からなっている。伊平屋島は、東北端田名岬から西南端米崎まで16km、横幅2.8kmの細長い島である。野甫島は周囲4.8kmの台形状を呈した島である。

本村は、すぐれた自然環境を有しており、田名のクバ山、後岳、腰岳、賀陽山及び安波岳を自然環境保全地域に定め、自然環境の適正な保全を図っているところである。

循環型社会形成に向けたごみ処理行政の基本的な方向としては、本村は離島という地理的条件から、村内で排出される一般廃棄物は原則として島内で適正に処理・処分を行っていく必要があるため、現有ごみ処理施設の適正な維持管理に努め、安定したごみ処理体制を構築していくものとする。

また、ごみの排出抑制・リサイクルの面においては、生活系ごみについては、住民へのごみ減量化へ向けた意識啓発を継続して実施するものとする。もやすゴミ中に含まれる生ごみについては、令和3年3月より稼働している生ごみ処理施設にて堆肥化を行っている。

事業系ごみについては、村内の各事業所に対してごみの発生抑制及び再生利用についての啓発を行っていくとともに、マイバッグ運動の積極的な推進等の協力を要請することにより、ごみの減量化を図るものとする。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

##### ア 中間処理施設（ごみ焼却施設）

「沖縄県ごみ処理広域化計画（以下「広域化計画」という。）」における本村の目標は、広域化計画期間内（平成11～20年度）に村単独による新設焼却施設を整備する計画となっており、これについては、平成15～16年度に整備済みである。当面は現施設を継続使用するものとするが、老朽化が進行していることから、延命化対策を行う計画となっている。

##### イ 最終処分場

「広域化計画」における本村の目標は、広域化計画期間内に村単独による管理型処分場を整備する計画となっていたが、現段階では用地が確保できていないため未整備である。このため、現在、沖縄本島への海上運搬による処理委託を行っている。

##### ウ 再生利用施設

「広域化計画」における本村の目標は、広域化計画期間内に各最終処分場前処理施設等において整備する計画となっていたが、これについては、平成15～16年度にごみ焼却施設内に整備を行っている。当面は現施設を継続使用するものとするが、老朽化が進行していることから、延命化対策を行う計画となっている。

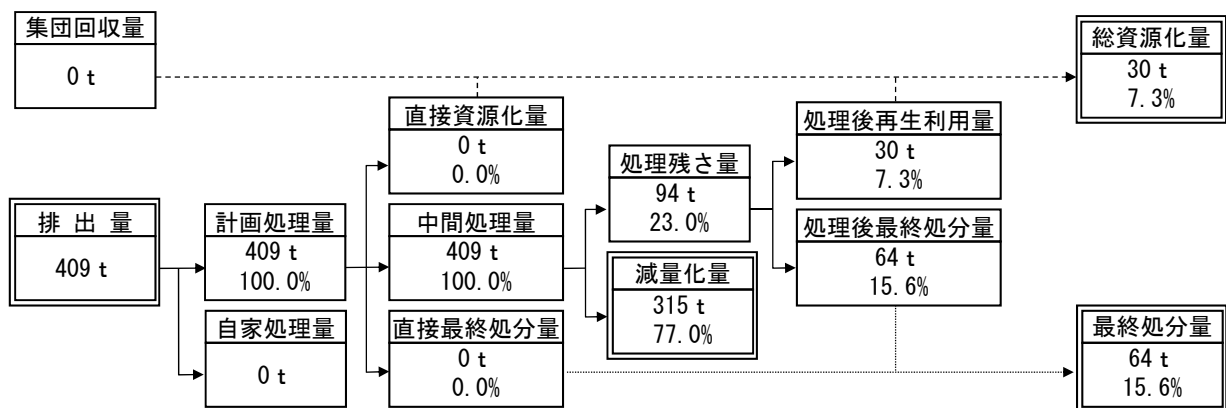
## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、409トンであり、再生利用される「総資源化量」は30トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は7.3%である。

中間処理による減量化量は315トンであり、排出量のおおむね77%が減量化されている。また、排出量の約16%に当たる64トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は328トンである。



※ 排出量に対する割合は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー(令和元年度)

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (令和元年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和8年度)
排出量	事業系 総排出量	25 トン	24 トン (-4.0%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	0.4 トン/事業所	0.3 トン/事業所 (-25.0%)
	生活系 総排出量	384 トン	372 トン (-3.1%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	294 kg/人	271 kg/人 (-7.8%)
合計	事業系生活系排出量合計	409 トン	396 トン (-3.2%)
再生利用量	総資源化量	30 トン (7.3%)	40 トン (10.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	—	—
最終処分量	埋立最終処分量	64 トン (15.6%)	60 トン (15.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

### 《用語の定義》

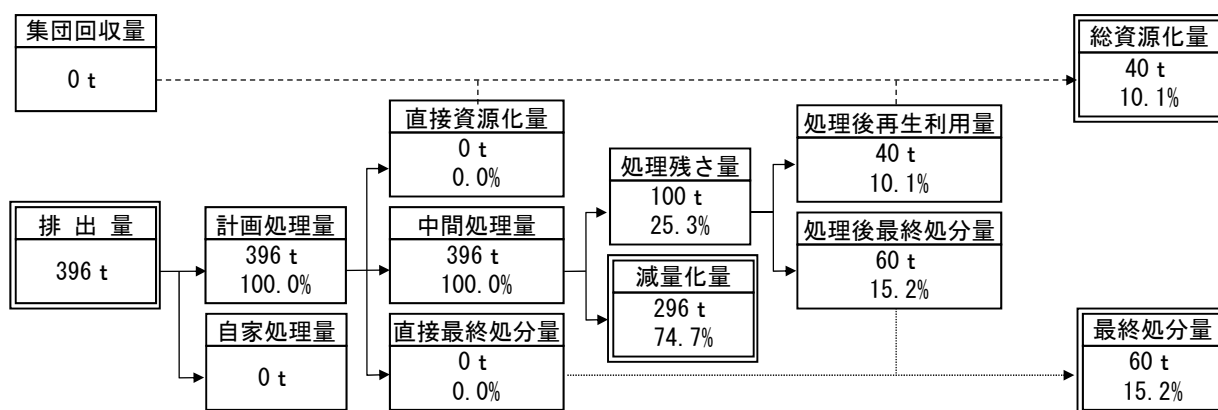
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量 [単位：トン]



※ 排出量に対する割合は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和8年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

生活系ごみについては令和3年度以降、ごみ袋の指定有料化による収集料金、処理料金の徴収を検討している。また、粗大ゴミについては令和2年6月から累進従量制を採用している。

##### イ 環境教育、普及啓発

住民及び事業者に対して、広報誌等を活用し、ごみの分別排出方法、ごみの排出量・資源化の現状などの情報提供を行っていくものとする。ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用等を通じた環境教育に積極的に取組ものとする。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

村内の各種店舗や村民への説明などを実施し、マイバッグ運動を推進する。その周知に当たっては、ポスター、チラシ等を作成し、商店等の小売店に配布するなど、普及啓発に努める。

##### エ ごみ分別の推進

ごみの分別種類は、もやすゴミ、もやせないゴミ、資源ゴミ、粗大ゴミ、きけん・ゆうがいゴミとなっており、資源ゴミについてはさらに缶、ペットボトル、瓶に細分している。

今後もごみの分別排出を推進し、資源化を推進していく。

##### オ 生ごみの減量、処理施設の導入

生ごみの減量及び有効利用を図ってもらうため、各家庭で身近にできる堆肥化方法を紹介するなど、生ごみの減量対策について普及啓発を行う。

生ごみ処理施設については、令和3年3月より稼働しており、戻し堆肥を加えて堆肥化を行っている。

また、村内の食品関連事業者に対し、食品リサイクルの意義を説明し、食品廃棄物の減量化対策及び再生利用方法などについて普及啓発を行う。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

伊平屋村のごみの分別種類等は、表2の通りである。

分別区分の現状は、もやすゴミ、もやせないゴミ、資源ゴミ、粗大ゴミ、きけん・ゆうがいゴミの5種分別を基本としている。また、資源ゴミについては、缶、ペットボトル、瓶の3種について分別収集を行っている。

ごみの大半を占める生ごみ等の有機性廃棄物について、現状は各家庭等の自家処理による堆肥化を推進し、令和3年3月より生ごみ処理施設も活用している。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

本地域は、大規模な事業所がないため、生活系ごみと同様に収集している状況である。今後も、生活系ごみの分別区分に準じ、収集及び処分を行うものとするが、多量に排出する事業所がある場合は、減量化に関する指導等を行う。

### ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

本地域では、現状及び今後も産業廃棄物を処理する計画はない。

### エ 今後の処理体制の要点

- ◇ごみの大半を占める生ごみ等の有機性廃棄物については、生ごみ処理施設の導入により堆肥化を推進し、周辺地域の農家や家庭用として有効利用を行う。
- ◇事業系ごみについても、生活系ごみの分別区分に準じた収集及び処分を行う。



表2 伊平屋村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和元年)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
もやすゴミ	焼却	伊平屋村クリーンセンター	308
もやせないゴミ	埋立	処理委託	42
資源ゴミ	缶	リサイクル 伊平屋村クリーンセンター	17
	ペットボトル		8
	瓶		3
粗大ゴミ	破碎選別等	伊平屋村クリーンセンター	2
きけんゴミ	埋立	処理委託	3
ゆうがいゴミ	リサイクル		1

※1 処理実績の値は、四捨五入をした数値であり、合計値が一致しないことがある。

今 後 (令和8年)						
分別区分	処理方法	処理施設等		処 理 予 測 量 (トン)	分別区分	
		一次処理	二次処理			
もやすゴミ	もやすゴミ	焼却	伊平屋村 クリーンセンター	(焼却灰)	273	もやすゴミ
	生ごみ	リサイクル	伊平屋村 クリーンセンター 生ごみ処理施設	—	22	生ごみ
もやせないゴミ	埋立	処理委託	—	—	41	もやせないゴミ
資源ゴミ	缶	リサイクル	選別・圧縮 伊平屋村 クリーンセンター	売却	19	缶
	ペットボトル	リサイクル	選別・圧縮 伊平屋村 クリーンセンター	処理委託	8	ペットボトル
	瓶	リサイクル	再資源化 伊平屋村 クリーンセンター	処理委託	3	瓶
粗大ゴミ	破碎・選別等	伊平屋村 クリーンセンター	(可燃分) 伊平屋村クリーンセンター (金属類) 売却 (破碎残渣) 処理委託	—	2	粗大ゴミ
きけんゴミ	埋立	処理委託	—	—	3	きけんゴミ
ゆうがいゴミ	選別・保管	伊平屋村 クリーンセンター	適正処理委託	—	1	ゆうがいゴミ

※1 処理予測量の値は、四捨五入をした数値であり、合計値が一致しないことがある。

# 伊平屋村 家庭ゴミの正しい分け方・出し方

**～ゴミの出し方三原則～**  
 (下記のことを守らない場合、収集できません)

**決まったゴミ** ※分別して必ず透明の袋で出してください。  
**決まった日時** ※夜から出さず指定日の朝9:00までに  
**決まった場所** ※決められた収集場所へ

**朝9:00**  
 までに出してください!

**ゴミに関するお問い合わせ先**  
 伊平屋村役場 住民課 TEL/0980-46-2142

**ゴミ収集が休みの日**  
 ・年始(1月1日～1月3日)  
 ・祝日及び振替休日・台風時・暴風時  
 ※その他、臨時休業の際は防災無線にてお知らせします。

**① もやすゴミ**  
**月・金**  
 袋の口は必ずしばってください

生ごみ	プラスチック類	ゴム、皮革	廃食用油	本・段ボール・新聞紙	その他
生ごみは…キウツとひとしぼり!! 水分を切ってから出しましょう。	DVD、ビニール、ビデオテープ、洗剤容器など	ゴム、皮革製品	食用油 ※新聞紙等で詰めて詰め込ませる	※ダンボールは50cm程度に切って出してください	紙おむつ、衛生用品、ペットトイレの砂、下着類、発泡スチロールなど 汚物はゴミに混ぜず ガスは抜いて出す

※2019年度より、一部集合世帯を中心に生ゴミ肥料化→還元事業を行います。関係世帯には後日別紙にてご案内いたします。

**② もやせないゴミ**  
**水**  
 袋の口は必ずしばってください

缶	瓶	ペットボトル	金属類	小型家電製品
●ジュース缶・ビール缶・カセットボンベ・スプレー缶・缶詰など ※スプレー缶は必ず中身を空にしてから出してください	●ビール瓶・化粧品瓶・調味料瓶・ワイン・ドリンク剤 ※ガラスは割れ、破損しないように入れてください	●ジュース・飲み水・ペットボトル ※フタとラベルを剥き、燃えるゴミへ入れ、軽く水洗いをしてから出してください	●なべ・やかん・フライパン・鉄くず ●湯沸かすための電気ケトル・電気ポット ●湯沸かすための電気ケトル・電気ポット ※コードは切って、不燃ゴミへ出してください	●ドライヤー、空気清浄機、プリンター、炊飯器、DVDプレイヤーなど 必ず電源を抜いてから出してください ●掃除機(大型ゴミ) ●コードは切って、不燃ゴミへ出してください ●ガスコンロ(大型ゴミ)

**可燃ゴミ** (PET, プラスチック)

4大家電ゴミについては役場住民課へお問い合わせ下さい。  
 【お問い合わせ】役場住民課 TEL 0980-46-2142

**③ きゅうがい**  
**ゴミ**

蛍光灯	電池類	ガラス	陶器
●蛍光灯(電球タイプも含む) ●水銀灯 ●水銀灯	●乾電池(マンガン電池・アルカリ電池) ●使用済み電池はまとめて出してください ●電池を使用した製品は必ず電池を取り出してから出してください	●ガラスコップ、板ガラス・鏡 ●割れガラス ●割れびんなど ●汚物類 ※プラスチック製品は燃えるゴミへ	●茶碗・皿・花瓶・土鍋など ●植木鉢

① テレビ	② エアコン	③ 冷蔵庫	④ 洗濯機
-------	--------	-------	-------

**粗大ゴミ**  
 ① (可燃性)



**粗大ゴミ**  
 ② (不燃性)



粗大ゴミについては、車両のサイズに関わらず  
**1000kg以内＝¥1000。以降1000kgごとに¥1000加算となります。**  
 ※車両の重量を含めた計算です。※搬入回数は特に制限ございません。

**パソコン** 伊平屋村パソコンリサイクルセンター TEL.03-5262-7685

**タイヤ バッテリー** 伊平屋村船泊所 TEL.0980-46-2119

**捨てちゃダメ?** リサイクルにご協力ください  
 ●携帯電話(本体・充電機)  
 ●携帯電話(本体・充電機)  
 ●携帯電話(本体・充電機)

伊平屋村では次年度以降、ゴミの  
 指定有料化を目指しております。

伊平屋村クリーンセンターでは持ち込み・収集は行なっておりません。

以下のゴミはクリーンセンターでは収集できません。

【処理方法については以下へお問い合わせください】  
 農林水産課/TEL.0980-46-2002(産廃廃棄物)  
 住民課/TEL.0980-46-2142(自宅からのゴミ)

※一般持込日 → 毎週 火・木  
 時間 → 午前9時～午後4時迄です。

	月	火	水	木	金	土	日
可燃ゴミ	村全域 収集日	一般持込可	持込X	一般持込可	村全域 収集日	休み	休み
不燃・資源 危険・有害	持込X	一般持込可	村全域 収集日	一般持込可	持込X	休み	休み
粗大ゴミ 収集は行ない ません	持込X	一般持込可	持込X	一般持込可	持込X	休み	休み

◆ゴミ処理・汚物取扱については…  
 伊平屋クリーンセンター/TEL.0980-46-2807 伊平屋村役場 住民課/TEL.0980-46-2142

図3 伊平屋村の分別ポスター

### (3) 廃棄物処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

伊平屋村クリーンセンター（ごみ焼却施設）について、表3のとおり施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ処理施設 伊平屋村クリーンセンター	廃棄物処理施設 基幹的設備改造事業	3 t/日	沖縄県伊平屋村 字田茂原地内	R5

※現有処理施設の概要を添付（現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの）

（整備理由）

事業番号1 老朽化した現有ごみ焼却施設の延命化措置のため

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	廃棄物処理施設基幹的設備改造(事業番号1)に関する計画支援事業	発注仕様書作成等	R4

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 再生利用品の需要拡大事業

生ごみ等から作られた堆肥については、地域内の農家、学校、公共施設等にて利用を推進する。

##### イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適正な回収、再商品化がなされるよう、関係機関や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

##### ウ 不法投棄対策

村内の各区などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や立て看板の設置などを行い、不法投棄の防止を図る。

##### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連帯体制を構築する。

また、伊平屋村地域における災害廃棄物処理計画については、令和3年度以降に策定を行う。

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

伊平屋村は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて国及び沖縄県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	伊平屋村	(2) 地域内人口	1,215人	(3) 地域面積	21.72km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	伊平屋村	(5) 地域の要件	人口 面積 (沖縄) 離島 奄美 豪雪 山村 半島 (過疎) その他		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量 (ト)	29	31	23	25	24	25	24 (R元比 -4.0%)
	1 事業所当たりの排出量 (ト/事業所)	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3 (R元比-25.0%)
	生活系 総排出量 (ト)	450	482	356	398	376	384	372 (R元比 -3.1%)
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	323	360	268	317	286	294	271 (R元比 -7.8%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計 (ト)	479	513	379	423	400	409	396 (R元比 -3.2%)
再生利用量	総資源化量 (ト)	25 (5.2%)	20 (3.9%)	19 (5.0%)	20 (4.7%)	20 (5.0%)	30 (7.3%)	40 (10.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 ト)	386 (80.6%)	428 (83.4%)	311 (82.1%)	356 (84.2%)	318 (79.5%)	315 (77.0%)	
最終処分量	埋立最終処分量 (ト)	68 (14.2%)	65 (12.7%)	49 (12.9%)	47 (11.1%)	62 (15.5%)	64 (15.6%)	60 (15.2%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
ごみ焼却施設	伊平屋村	機械化バッチ式	有	3t/日	H17.6	R5.6	老朽化	機械化バッチ式	R6.3	3t/日	基幹的設備改造
		破碎・圧縮・梱包		1t/日				破碎・圧縮・梱包		1t/日	
		キルン式灰溶融炉		150kg/h				—		—	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを別添3として添付。

### 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和3年度)

事業種別	事業番号	事業主体名	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度			
○廃棄物処理施設基幹的設備改造に関する事業							752,400	0	0	752,400	0	0	550,330	0	0	550,330	0	0	
ごみ焼却施設基幹的設備改造事業	1	伊平屋村	3	t/日	R5	R5	752,400	0	0	752,400	0	0	550,330	0	0	550,330	0	0	
○施設整備に関する計画支援事業							8,800	0	8,800	0	0	0	8,800	0	8,800	0	0	0	
廃棄物処理施設基幹的設備改造に関する計画支援事業	31	伊平屋村			R4	R4	8,800	0	8,800	0	0	0	8,800	0	8,800	0	0	0	
<b>合 計</b>							<b>761,200</b>	<b>0</b>	<b>8,800</b>	<b>752,400</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>559,130</b>	<b>0</b>	<b>8,800</b>	<b>550,330</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

※ 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。  
 ※ 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。  
 ※ 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※ 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化	生活系ごみについては、ごみ袋の有料化を行う。	伊平屋村	R3	R7							
	12	環境教育、普及啓発	広報誌等を活用し、ごみ減量等に関する情報提供を行う。また、学校等と連携し、環境教育、普及啓発に取り組む。	伊平屋村	R3	R7							
	13	マイバッグ・レジ袋対策	関係機関と協力しマイバッグ運動を推進する。その周知に当たっては、ポスター等を作成し、小売店等に配布する。	伊平屋村	R3	R7							
	14	ごみ分別の推進	ゴミの分別排出と資源化を推進する。	伊平屋村	R3	R7							
	15	生ごみの減量化対策	生ごみ減量対策についての啓発を行う。	伊平屋村	R3	R7							
処理施設の整備に関するもの	1	ごみ焼却施設基幹的設備改造事業	既存施設が老朽化していることから、施設の基幹的設備改造工事を行う。	伊平屋村	R5	R5	○						
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	事業番号1に関する計画支援	ごみ焼却施設基幹的設備改造事業に係る発注仕様書等の作成を行う。	伊平屋村	R4	R4	○						関連事業 1
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	生ごみ等から堆肥を作り、地域内の農家、学校、公共施設等で利用を推進する。	伊平屋村	R3	R7							
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を行う。	伊平屋村	R3	R7							
	43	不法投棄対策	不法投棄頻出箇所のパトロール、看板等の設置を実施しており、引き続き行う。	伊平屋村	R3	R7							
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物の広域処理体制の構築に向けた検討等を行う。	伊平屋村	R3	R7							
	45	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物処理計画の策定について検討し、当該計画に基づいた体制整備を行う。	伊平屋村	R3	R7							

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表3及び(4)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（エネルギー回収施設系）  
（廃棄物処理施設基幹的設備改造）

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	伊平屋村
(2) 施設名称	伊平屋村クリーンセンター
(3) 工期	令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 3t/日
(5) 形式及び処理方式	機械化バッチ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %） ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	既存焼却施設の老朽化による処理能力の回復およびごみの適正処理
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	752,400千円
------------	-----------



## 計画支援概要

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	伊平屋村
(2) 事業目的	廃棄物処理施設基幹的設備改造のため
(3) 事業名称	廃棄物処理施設基幹的設備改造に関する計画支援事業
(4) 事業期間	令和4年度
(5) 事業概要	ごみ焼却施設基幹的施設整備に係る発注仕様書作成等
(6) 事業計画額	8,800千円

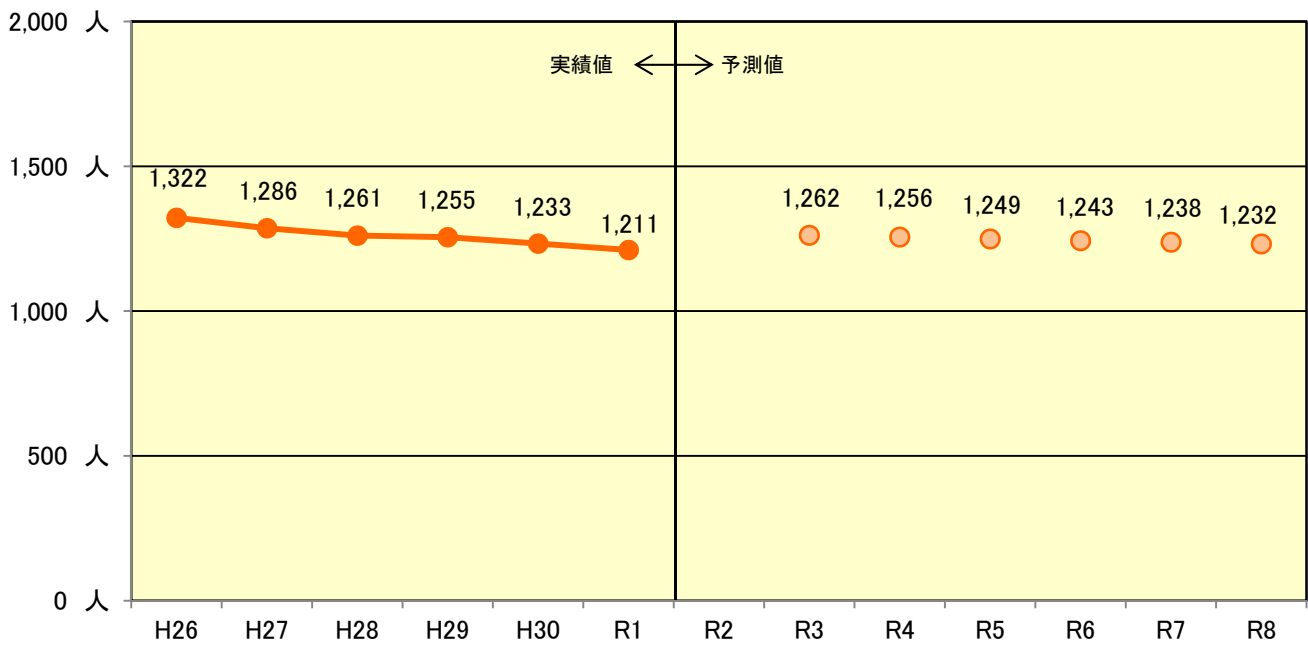
## 伊平屋村における現有処理施設の概要

現有施設名称・所在地	種 類 等	処理する廃棄物	竣工年月 (開始年月)
伊平屋村クリーンセンター※1 (伊平屋村字田茂原地内)	焼却施設：3 t/日	もやすゴミ	平成 17 年 5 月 (平成 17 年 6 月)
	有価物処理設備：1 t/日	資源ゴミ(缶類、ペットボトル)	
	キルン式灰溶融炉： 150kg/h	焼却灰	

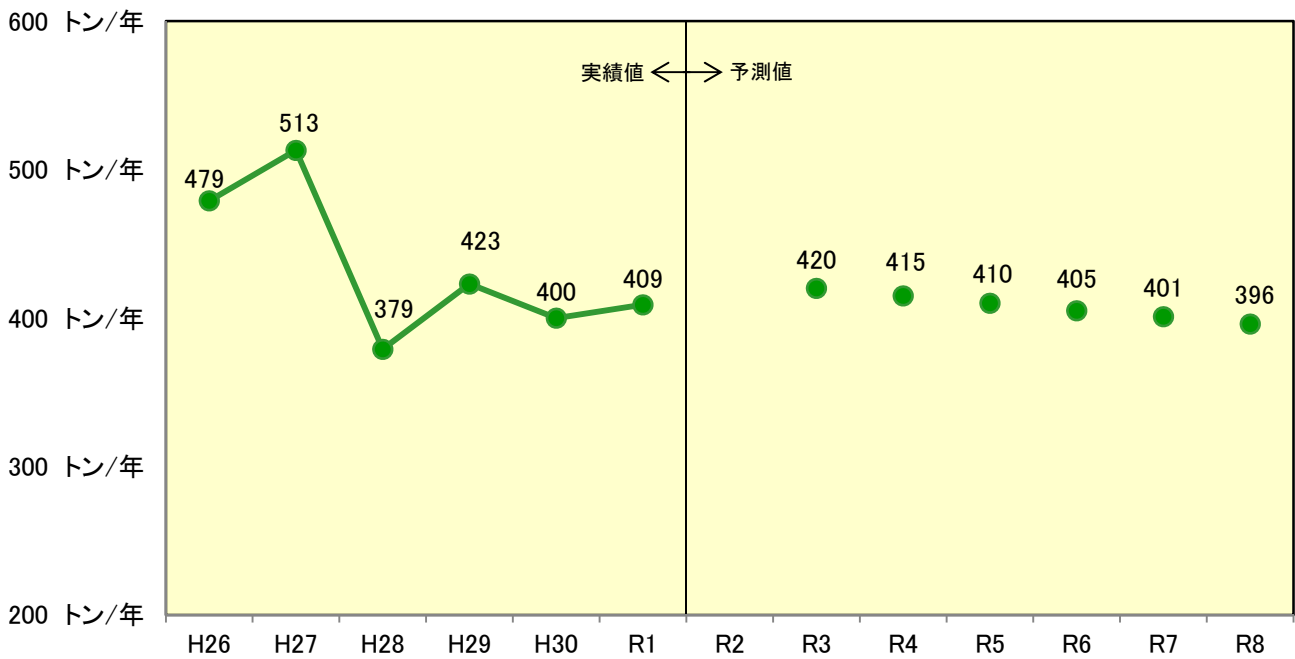
## 災害対策

※1 別添 4-1、4-2 のハザードマップが示すように、当施設は対象外区域に位置しているため、防災対策を行っていない。

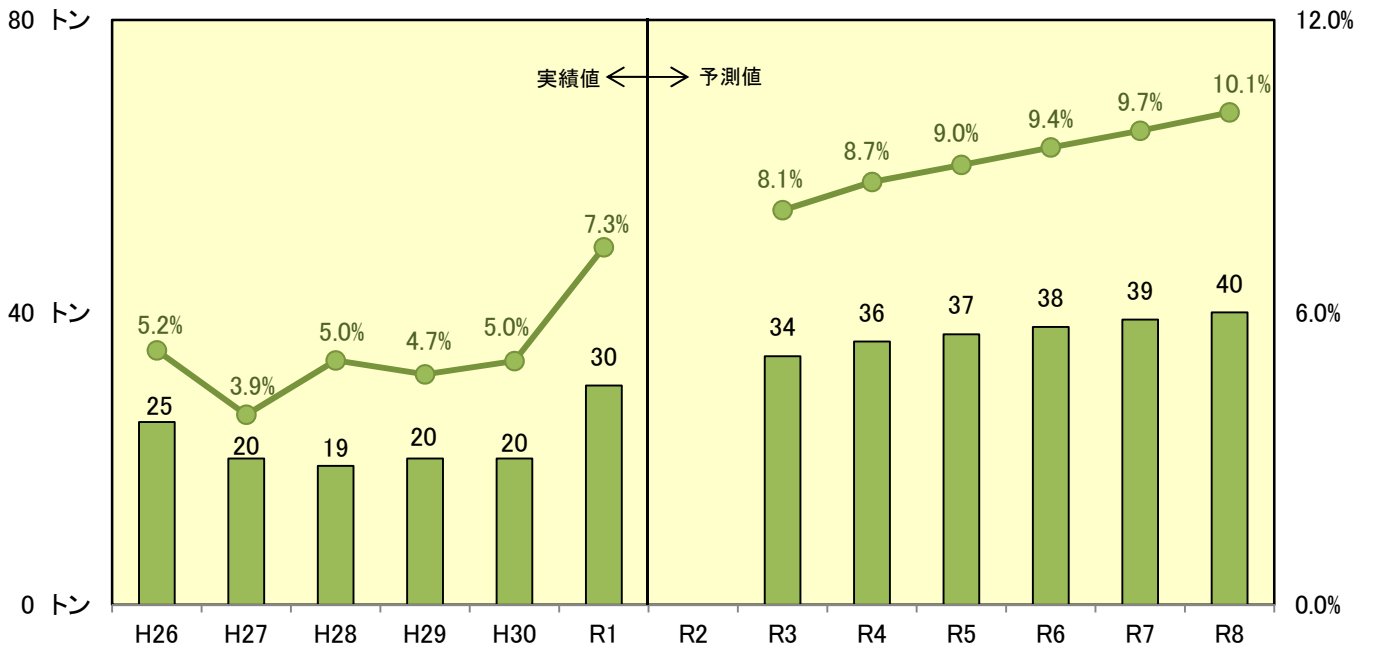
行政人口の実績値と予測値



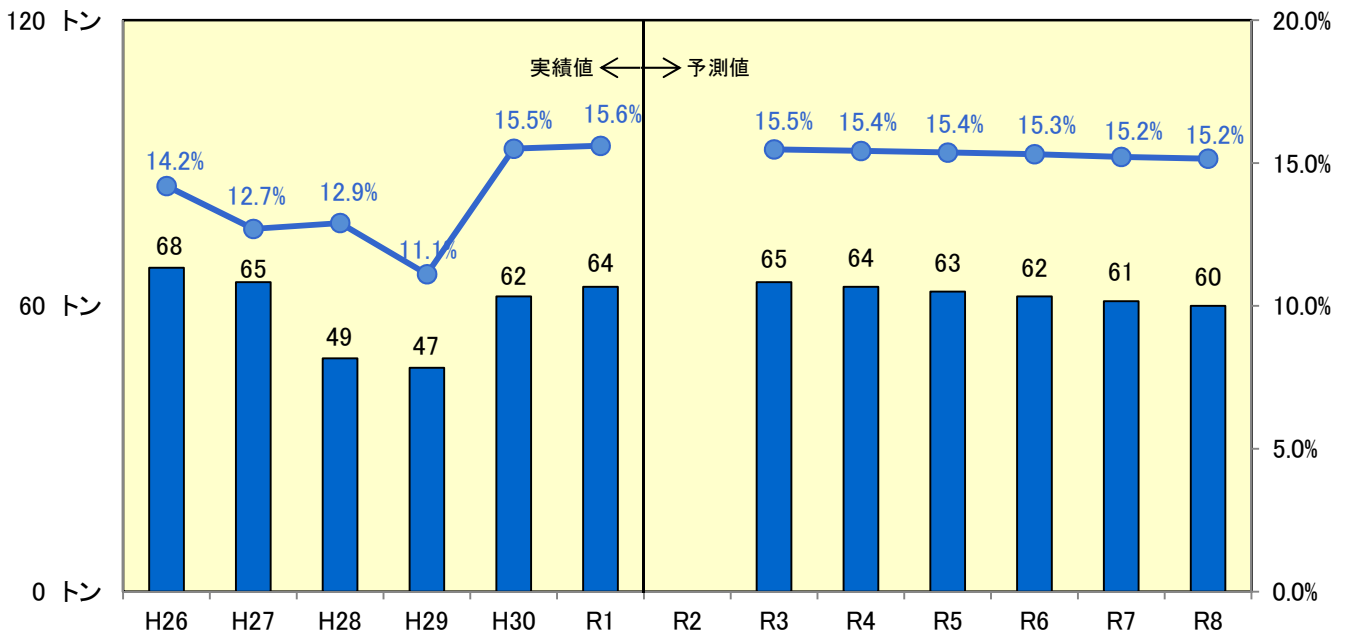
ごみ総排出量の実績値と予測値



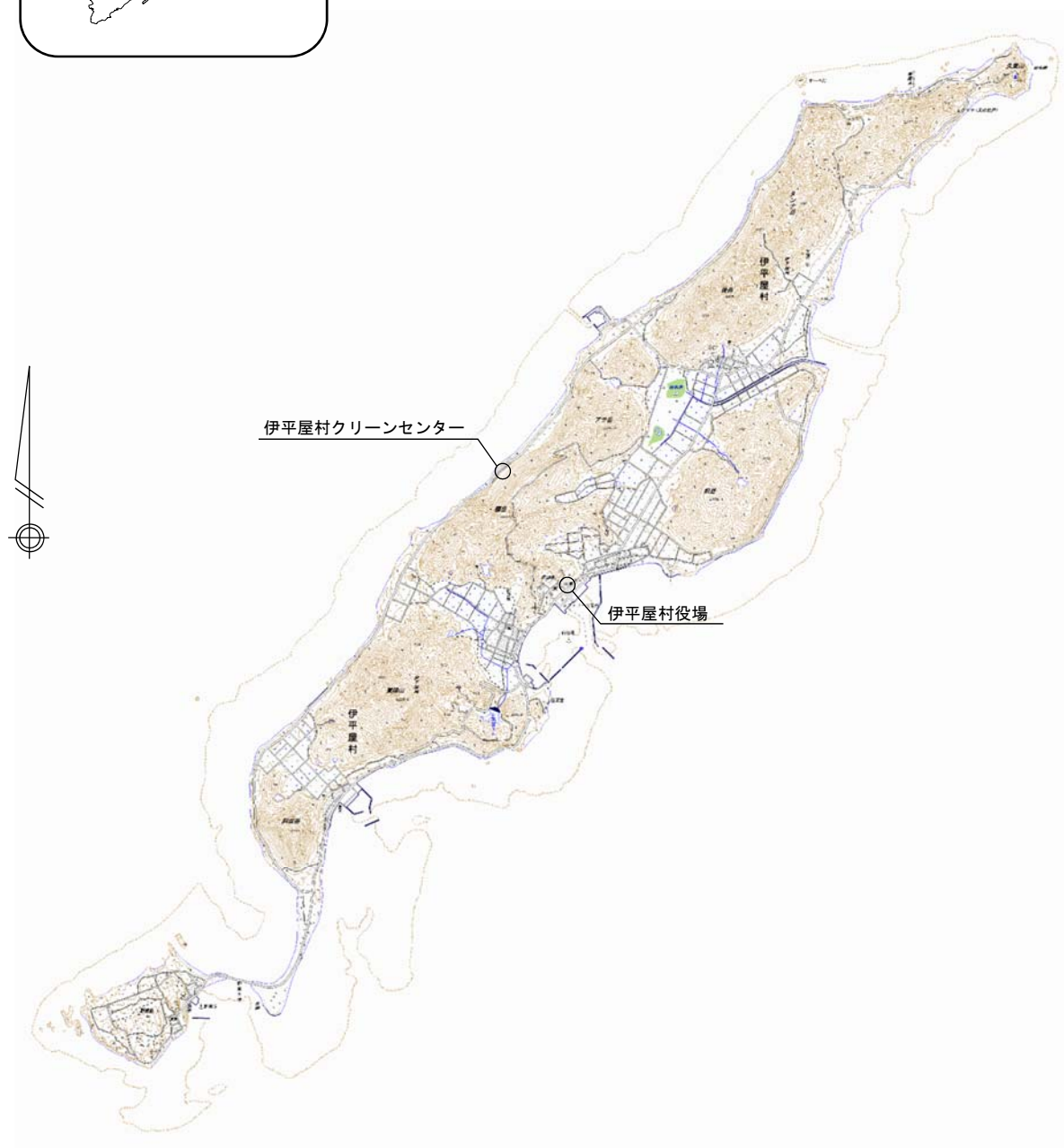
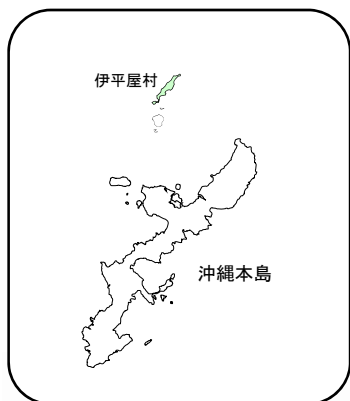
総資源化量と資源化率の実績値と予測値



最終処分量と最終処分率の実績値と予測値



## 計画地域内の施設の状況



# ハザードマップ (高潮想定浸水深)

伊平屋村クリーンセンター

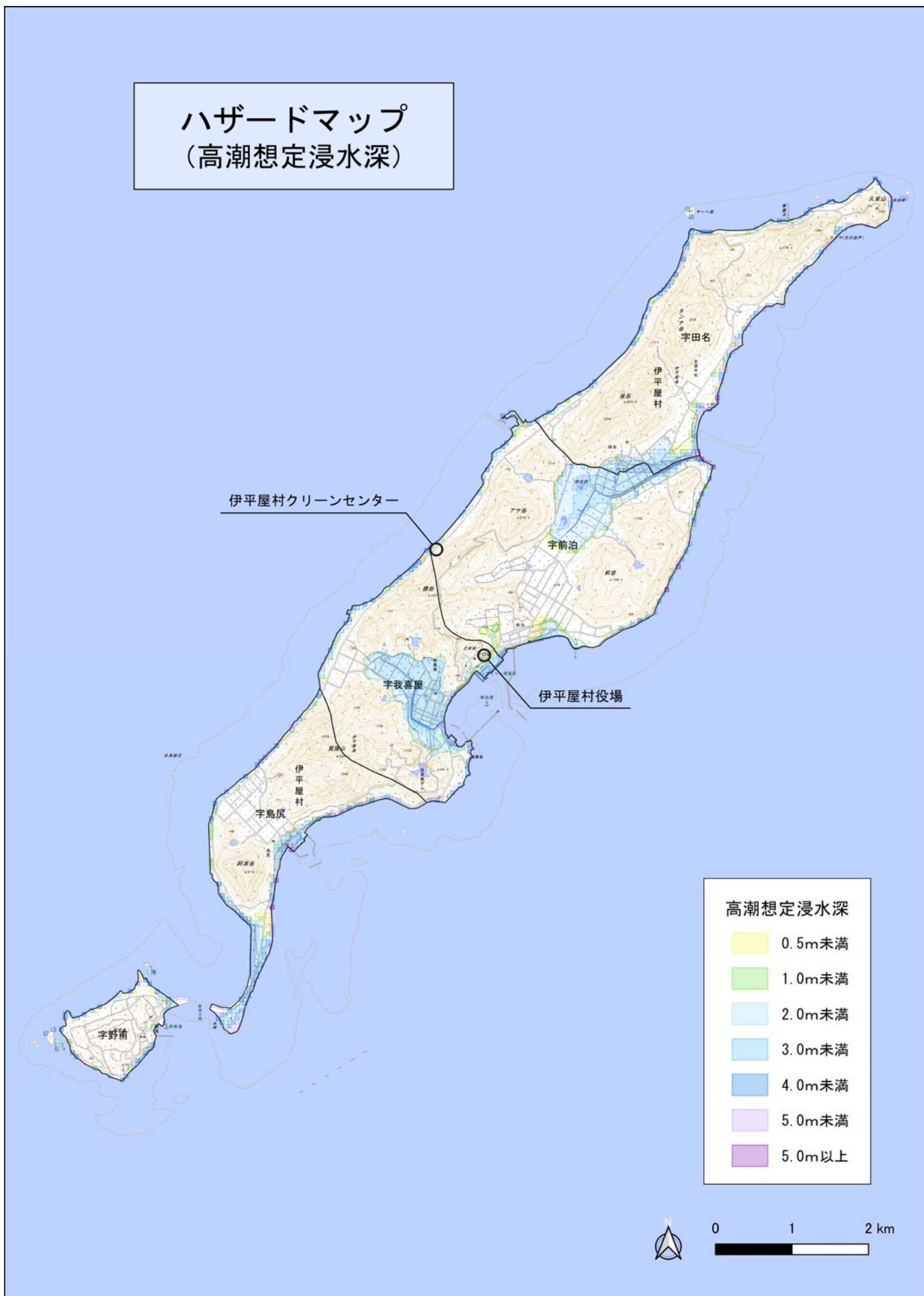
伊平屋村役場

## 高潮想定浸水深

- 0.5m未満
- 1.0m未満
- 2.0m未満
- 3.0m未満
- 4.0m未満
- 5.0m未満
- 5.0m以上



0 1 2 km



# ハザードマップ (津波想定浸水深)

